

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を！

《京丹後市事業所等感染症対策緊急支援補助金》

新型コロナウイルス感染症の拡大により、京都府下にも緊急事態宣言が発出される状況の中、市内の事業活動や経済活動にも大きな影響が生じています。

市内の各事業所において、改めて各業界等で定めた感染予防・防止のためのガイドラインや自社で策定された感染防止マニュアルを徹底し、事業活動を続けながら感染症対策を実施していただくため、昨年度に引き続き「京丹後市事業所等感染症対策緊急支援補助金」の申請受付を開始します。

※令和2年度に実施した同名の補助金の第2弾募集となります。前回補助金の交付を受けた方も、改めて申請していただけます。

令和3年5月31日

京丹後市役所

【補助対象事業者】

公務を除く、市内すべての法人事業所及び個人事業所

- ※ 農林漁業や商工業、福祉、介護、医療、NPO、一般・公益社団法人並びに一般・公益財団法人、社会福祉法人、各法律に基づく団体・組合を含むものとしますが、宗教法人、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等が事業主または従業員として従事している場合は対象から除きます。
- ※ 事業所等とは継続的に経済活動を行う場であって、一人又は複数人で営利・非営利を問わずに事業活動を営む場所とします。ただし、家事消費に限った活動の事業所は除きます。
- ※ 兼業で農林漁業を営む事業所等の場合は、前年度の収入において、農林漁業が主たる収入（最も多い収入）である場合に限りま。

【補助対象経費】

- (1) 感染防止に資する衛生備品及び消耗品
- (2) 飛沫感染防止用具
- (3) 密を避けるための誘導表示等に係る経費
- (4) 除菌用の清掃用具及び洗剤類
- (5) PCR検査費

※消費税は対象経費から除きます。

対象経費の具体例

- ・ 感染防止に資する衛生備品及び消耗品
非接触型体温計、サーモグラフィー、防護服、ゴム（ビニール）手袋、うがい薬、手指消毒液など
- ・ 飛沫感染防止用具
マスク、フェイスガード、アクリル板、アクリル板スタンド、ビニールカーテン、空気清浄機及び設置費など
- ・ 密を避けるための誘導表示等に係る経費
誘導表示サイン、網戸、換気扇、CO₂センサー、ワーク用設備など
- ・ 除菌用の清掃用具及び洗剤類
雑巾、バケツ、使い捨て紙タオル、洗剤、漂白剤など
- ・ PCR検査費



【補助金の額】

補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、その額に千円未満の額がある場合は千円未満の額を切捨てた額とします。ただし、1事業所あたり従業員等の人数に5千円を乗じた額を上限とし、100人以上の事業所は50万円を上限とします。

【申請手続】

この補助金は、事業の完了後（補助対象物等を購入して代金を支払ってから）、実績報告と共に申請をいただき、事業完了後申請方式です。

【事業の実施期間等】

項目	開始	終了
申請受付期間	令和3年6月1日（火）	令和3年10月29日（金）
補助金の交付（不交付）決定時期	申請受付後30日以内を目途に 交付決定し、補助金を交付します	
<u>補助事業実施期間</u>	<u>令和3年5月24日（月）</u>	<u>令和3年9月30日（木）</u>

※詳しくは『京丹後市事業所等感染症対策緊急支援補助金募集要項』をご覧ください。

募集要項や申請様式などは、京丹後市役所商工観光部商工振興課と各市民局、京丹後市商工会に配架してあります。また、下記URL（ホームページ）からダウンロードできます。

【提出先及びお問い合わせ先】

〒629-3101 京丹後市網野町網野385-1 ら・ぽーと内
京丹後市役所 商工観光部 商工振興課
電話0772-69-0440（直） e-mail : shokoshinko@city.kyotango.lg.jp
URL : <https://www.city.kyotango.lg.jp/>